

# ぼれぼれ四条大路

## 指定訪問介護・指定第一号訪問事業運営規程

### (事業の目的)

第1条 株式会社ひまわりの会が開設するぼれぼれ四条大路（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護・指定第一号訪問事業の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護・指定第一号訪問事業を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護・生活援助その他の生活全般にわたる援助を行なう。

- (1) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 ぼれぼれ四条大路
- (2) 所在地 奈良市四条大路二丁目 8 6 0 番1号

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（兼務） 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問介護・指定第一号訪問事業の提供に当たるものとする。
- (2) サービス提供責任者 1名以上  
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護・指定第一号訪問事業の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行い、自らも指定訪問介護・指定第一号訪問事業の提供に当たるものとする。
- (3) 訪問介護員等 常勤職員 2名以上  
非常勤職員 10名以上  
訪問介護員等は指定訪問介護・指定第一号訪問事業の提供に当たる。
- (4) 事務職員 1名以上  
必要な業務を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 原則的に年中無休とする。ただし、年末年始 12/31～1/2 は休業とする。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。ただし、必要に応じ、時間外も営業する。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする

### (訪問介護・第一号訪問事業の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護・指定第一号訪問事業の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、指定第一号訪問事業を提供した場合の利用料の額は、橿原市が定める額とする。当該指定訪問介護・指定第一号訪問事業が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証の本人負担分の支払いを受けるものとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
2. 第8条の通常の事業の実施地域を越えた地点から 100 円/km（非課税）を徴収する。通常の事業の実施地域を越えて駐車場を使用する場合は駐車料金 の実費を徴収する。
3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

#### (緊急時等における対処方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護・第一号訪問事業を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに、サービス提供責任者又は管理者に報告しなければならない。

#### (通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は奈良市（田原、柳生、大柳生、東里、狭川校区、都祁、月ヶ瀬を除く）、大和郡山市、生駒市、天理市、木津川市、精華町の区域とする。

#### (苦情解決)

第9条 提供事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

2 事業所は、自らが提供したサービスに關し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に關して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

#### (虐待の防止等)

第11条 事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止の為に、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を遵守します。ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行いません。

2 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者等に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

#### (身体拘束等の禁止)

第11条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

#### (その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修（採用後3ヵ月以内に終了）
- (2) 繙続研修 年12回以上
2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. 本事業所は、サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
5. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ひまわりの会と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年5月1日から施行する。  
この規程は、平成22年11月1日から施行する。  
この規程は、平成26年5月1日から施行する。  
この規程は、平成28年5月1日から施行する。  
この規程は、令和4年8月1日から施行する。  
この規程は、令和7年7月1日から施行する。